

# 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

## 1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

### (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

### (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者  
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
  - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

## 2. 予算額： 地域支援事業交付金1,972億円の内数(令和2年度予算案)

【負担割合】 国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

## 3. 市町村の取組状況： 1,650市町村(全市町村の94.8%)(平成30年10月1日現在)

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。独自財源で実施している自治体数を含む。

# 成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

## 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。  
[地域生活支援事業費等補助金]

## 2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

## 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

## 4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

## 5. 令和2年度予算案 地域生活支援事業費等補助金505億円の内数

（令和元年度：495億円、平成30年度：493億円）

## 6. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村（平成29年：257市町村、平成28年：218市町村）